



日向灘沿岸海岸保全基本計画

令和8年3月

宮 崎 県

はじめに

宮崎県では、平成11年に改正された「海岸法」に基づき、「日向灘沿岸海岸保全基本計画」を平成15年3月に策定し、環境と利用との調和を図りながら海岸の侵食対策や高潮対策等を進めてきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機とし、津波防護について新たな考え方が示されたこと、及び平成26年6月の「海岸法」の一部改正に伴い、海岸の適切な維持管理が明確化されたことなどを踏まえ、平成27年3月に本計画を改定しました。

この度、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、国が令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更し、気候変動の影響への対応方針が示されたことにより、本計画を改定しました。

本計画の改定に当たっては、学識経験者等からなる「日向灘沿岸海岸保全基本計画改定技術検討会」ならびに「宮崎県日向灘沿岸海岸保全基本計画改定委員会」を開催するとともに、県民等からのパブリックコメントを実施するなど広く意見聴取を行い、その内容を踏まえ計画を変更しました。

本計画の改定に当たり、御指導、御協力頂いた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

（改定履歴）

平成15年3月：日向灘沿岸海岸保全基本計画 策定

平成27年3月：日向灘沿岸海岸保全基本計画 改定

令和 8年3月：日向灘沿岸海岸保全基本計画 改定（今回）

目 次

序 章 海岸保全基本計画の策定について

第1節 計画の背景	1
(1) 「日向灘沿岸海岸保全基本計画」の概要	1
(2) 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言の公表	1
(3) 海岸保全基本方針の概要	3
(4) 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項	5
第2節 海岸保全基本計画策定の流れ及び対象範囲	7
(1) 計画策定の流れ	7
(2) 計画策定の流れ図	8
(3) 本計画の対象範囲	9

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

第1節 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	11
(1) 海岸の概要	11
(2) 海岸の現況	11
(3) 海岸保全の方向性（目標）	56
第2節 海岸の防護に関する事項	58
(1) 防護の目標	58
(2) 施策の内容	61
第3節 海岸環境の整備及び保全に関する事項	62
第4節 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	63
第5節 ユニット区分とユニットごとの基本方針	64
(1) ユニット区分の必要性	64
(2) ユニット区分のために考慮すべき事項	64
(3) ユニットの区分	66
(4) ユニットごとの基本方針	68

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1節 海岸保全施設を整備しようとする区域	72
(1) 整備区域の選定方針	72
(2) 整備区域の選定	72
第2節 海岸保全施設の種類、規模及び配置	72
(1) 一般的な海岸保全施設の種類と特性	72
(2) 区域別の海岸保全施設の種類及び規模	73
(3) 区域別の海岸保全施設の配置	73
第3節 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	73
第4節 海岸保全施設による受益地域及びその状況	73
(1) 受益地域	73
(2) 土地利用の状況等	73

第3章 計画実施時に留意すべき事項

第1節 関連計画や施策との連携	97
第2節 関係行政機関との連携調整	97
第3節 地域住民等の参画と情報公開	97
第4節 計画の見直し	98

第4章 気候変動を踏まえた防護水準の考え方

第1節 気候変動後の防護水準の検討について	99
第2節 必要天端高の算定（気候変動後）	102

